

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 115名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	令和3年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		高齢運転者（65歳以上）による交通事故の抑止を図る					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		—	—	2,936,000 円	3,200,000 円		
		—	—	(1,468,000 円)	(1,600,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		後付安全運転支援装置の購入及び設置					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		4,733,743 円			
		うち補助対象経費		4,733,743 円			
		補助対象経費の内訳		後付安全運転支援装置購入設置費(115件)		4,733,743 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		装置の購入及び設置に要する費用の5分の4			
		補助限度額		32,000円(障害物検知機能付き) 16,000円(障害物検知機能なし)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	後付安全運転支援装置設置にかかる実績報告書及び安全運転支援装置販売・設置証明書により確認後、補助金を交付するため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		運転免許自主返納や安全運転サポート車への乗り換えが難しい高齢者に対し、安全運転支援装置の設置を促し、高齢運転者による交通事故の減少につながる。					
その他参考事項		高齢者安全運転支援装置設置促進事業費県補助金として、市が実施する購入設置費補助事業に対して補助対象経費の1/2の県補助がある。(愛知県と協調による補助)					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。